

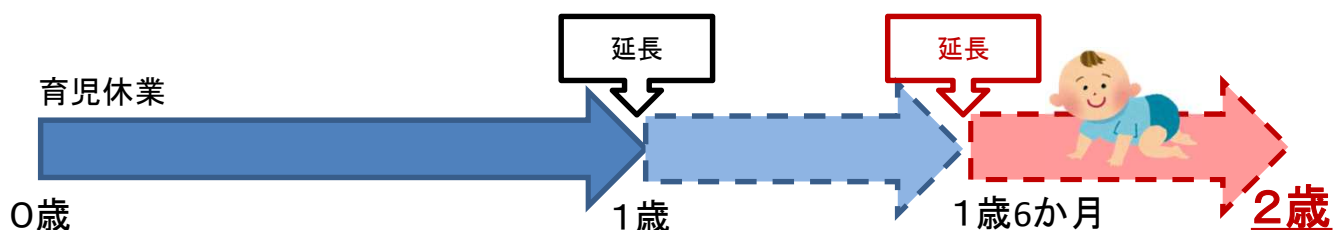
保育園などに入れられない場合

2歳まで育児休業が取れるようになります!

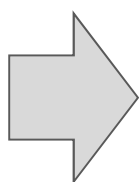
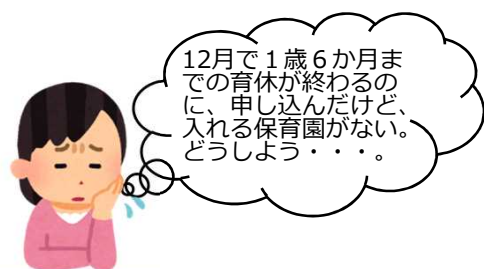
～ 平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします ～

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、**育児・介護休業法が変わります**。またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。

改正内容①: 最長2歳まで育児休業の再延長が可能に

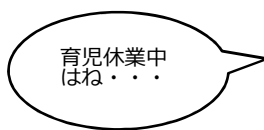


- 1歳6か月以後も、保育園等に入れられないなどの場合には、会社に申し出ることにより、**育児休業期間を最長2歳まで再延長**できます。
- 育児休業給付金の給付期間も**2歳まで**となります。(詳細はハローワークまで)



改正内容②: 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に**育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)**を知らせる努力義務が創設されます。



改正内容③: 育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

(育児目的休暇の例)

配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など



各制度の詳細な内容については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

厚生労働省ホームページ

検索

※育児休業給付金については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。

男性も仕事と家庭を両立できる職場づくりを進めてみませんか

○働く女性は増えてます(福井県)

◆平成24年度で17万1千人。20年で23.9%の大幅増。(男性は2.1%の微増)

総務省「就業構造基本調査H24年」

○女性の家事時間が長いです(福井県・全国)

◆女性 6時間27分(全国 6時間57分)

◆男性 47分 (全国 51分)

総務省「社会生活基本調査H23年」



○三世帯世帯は減少しています(福井県)

◆三世帯世帯の割合 平成7年度26.2% ⇒ 平成22年度17.6%

○核家族世帯は一人っ子の割合が高いです(福井県)

◆核家族世帯の場合 34.7%

◆三世帯世帯の場合 29.6%

「国勢調査H22年」を福井県が独自集計

働く女性が増えていますが、依然として家事負担の多くを女性が担っている現状にあります。特に、同居家族の協力が得づらい核家族世帯では、二人目の出産を控える傾向にあります。が、「**核家族世帯なので、2人目の出産時に妻一人では育児と出産の両立が困難だと思った**」との切実な状況から、育児休業を取得した男性もいます。

また、雇用環境・均等室には、「育児休業したいが、とりづらい雰囲気」との男性からの相談も寄せられ、育児・家事の必要性を感じていながら、実際には、困難と感じている労働者もいます。

このような、男性労働者の希望がかなうよう、あなたの職場でも

- ①管理職や社員に向けた育児・介護休業、休暇制度の周知
- ②制度を利用しやすい雰囲気づくり
- ③制度利用者に代わり誰でも対応できるよう仕事の手順等の共有化 など

の取り組みから、始めてみてはいかがでしょうか。

※**男性の育児参加のサイト**を用意していますので、ご活用ください。

イクメンプロジェクト

検索

